

令和 6 年度
薩摩川内市川内歴史資料館
年報

薩摩川内市川内歴史資料館
SATSUMASENDAI CITY
SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目 次

I 事 業	1
1 令和6年度事業報告	1
2 資料収集・保存	2
3 展示	6
4 普及活動	9
II 管理・運営	17
1 管理・運営	17
2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館 指定管理者体制	18
3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会	19
4 利用状況	20
5 決算	22
6 条例・規則	23
※ その他	31

I 事業

1 令和6年度事業報告

本年度は、前年度の新型コロナウイルス感染症の5類移行による制限緩和以降、通常に戻りつつあるなかで、前年度末からの川内歴史資料館開館40周年、薩摩川内市誕生20周年という節目の年であったため、様々な事業を展開した。

展示では、まず、清色城跡国指定20周年であることと、近年の「城ブーム」から、トピック展示では、「薩摩川内の城」を開催した。年間を通して開催したことにより、市主催の清色城跡国指定20周年関連事業等との相乗効果もあって、多数の来館者を得た。

次に、例年実施している終戦記念展示コーナーでは、郷土に残り、伝えられてきた資料を通じて、歴史教育や平和学習の機会としてもらうため、「戦時下の郷土と人々」と題して身近な戦争の歴史を紹介した。関連して、隣接するまごころ文学館との合同企画として戦争をテーマとしたシネマ上映を行ったほか、市社会福祉課からの依頼によりSSプラザで行われた「戦没者追悼式」会場に出張展示として「戦没者追悼式記念展示コーナー」を設置し、併せて小学生や来場者への展示解説を行った。また、11月末から1月にかけて市誕生20周年・開館40周年を記念して開催した特別展では、「薩摩国分寺跡国指定80年 薩摩国の中心地・せんだい」として、薩摩国分寺だけでなく、古代から中世前期に薩摩国の中心地として発展した「せんだい」

(川内、千台等)について、薩摩国府の設置や国一宮として発展した新田宮(新田神社)、また中世前期の荘園などに焦点を当てた展示を開催した。今回の注目資料として、平成の大合併前に話題を生んだ京田遺跡の木簡(レプリカ)を鹿児島県立埋蔵文化財センターから借用して展示することができた。

特別展に関連した講演会では、鹿児島の古代史研究の第一人者であるラ・サール学園非常勤講師の永山修一氏をお招きし、「九世紀以降の薩摩国・国分寺について」を講話いただいた。また、国分寺瓦の文様(蓮華文)が入った資料館屋根瓦を使用してのワークショップ「拓本をとってみよう!」を子ども向けに実施した。

教育普及活動では、自然・考古・歴史・民俗など多分野にわたった歴史講座の開講や歴史の紹介を交えた様々なテーマでの工作教室のほか、1階ロビーを活用したおりがみ広場や端午の節句と併せて兜の展示を実施した。また、当館の自主事業として、学芸員・館長による出前講座やいきいき生涯学習事業なども実施した。

入館状況が低迷しつつある中で、地域に密着した館を目指し、施設の利用促進対策、貴重な資料を次世代に残すべく、調査・研究・普及活動において研鑽を重ねていきたい。

2 資料収集・保存

(1) 資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れ・準備作業（状態確認、清掃、資料情報調査、一覧作成など）を実施した。

収集に関しては、これまでと同様に収蔵スペースの確保が困難となっていることが課題であり、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

資料は、市民各位の御芳志により、主に寄贈形式で提供を受けた。

寄贈資料の中から、下記について紹介する。

① 写真「川内市空襲」1件〔令和7年3月31日受入れ〕

米軍が撮影した「川内空襲」の写真を接写したとみられる写真。

撮影された場所については、全ての写真裏に「7-30-45 Sendai Kyushu」と手書きされており、1945年7月30日の当時の川内市を撮影したものと考えられる。

写真は全4枚で、①向田、②川内川両岸と川内川橋梁、③大小路、④川内川両岸と四代目太平橋が撮影されているとみられる。いずれも、川内を上空から撮影したもので、空襲を受けている様子が明らかである。昭和20年の川内が撮影された写真は米軍関係のもの以外はほとんど確認できていないため、大変貴重である。



② 河童像エスキース1件〔令和7年3月31日受入れ〕

資料は、昭和33年（1958）に旧川内市役所前に設置された噴水に備え付けられた3体の河童像を製作する際に描かれたエスキース（下絵）4枚。作者は福岡県出身の陶芸家で鹿児島市に開窯した寺尾作次郎（昭和59年（1984）没）。

当館に常設展示されている河童像の製作過程を知るうえで貴重な資料である。



(資料収集状況)

分類 年度	考 古	歴 史	民 俗	美 術	その他	計
平成16	4	112	38	0	0	154
17	0	35	21	0	0	56
18	0	279	3	20	0	302
19	0	611	8	0	8	627
20	0	13	16	0	0	29
21	0	9	0	0	0	9
22	0	0	1	1	0	2
23	0	0	0	1	0	1
24	0	14	26	16	0	56
25	0	0	0	2	0	2
26	0	19	0	0	0	19
27	0	0	7	1	0	8
28	0	2	25	9	0	36
29	0	1	0	0	0	1
30	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	69	29	0	0	98
3	1	277	74	14	0	366
4	3	171	33	1	0	208
5	0	37	69	5	0	111
6	0	1	0	1	0	2
合 計	733 (7.3%)	4,327 (42.9%)	3,985 (39.5%)	462 (4.6%)	570 (5.7%)	10,077 (100%)

※開館前の昭和56年度から資料収集を行っているが、本年報においては指定管理者制度が導入された平成16年度から掲載する。ただし、合計は昭和56年度からの分を掲載する。

(2) レプリカ製作

資料名：「二ノ方良右衛門関係史料」の「手形」4点のうち、2点

① 手形 子三月廿日 ※嘉永5年(1852)

② 手形 寅二月四日 ※嘉永7年(1854)

資料概要：島津斉彬による「琉球大砲船」建造に関する史料である。西洋式の船を建造する必要性を唱えていた島津斉彬であったが、江戸時代前半に幕府の発令した「大船建造禁止令」によって叶わず、琉球の船を建造する名目で「琉球大砲船」建造を着工する。その直後、アメリカのペリー艦隊の浦賀沖来航を機に、斉彬は「大船建造禁止令」の解禁を幕府に提案し、承認される。それにより、琉球大砲船を洋式軍艦として作り替える。「昇平丸」と名付けられた船は幕府に献上され「昌平丸」と改名される。斉彬による洋式船建造に関する一次史料として大変貴重である。

製作方法：デジタル撮影による制作



手形 子三月廿日



手形 寅二月四日

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施。

調査期間：各トラップ類設置・回収 1回目 令和6年 5月7日(火)～ 5月27日(月)
2回目 令和6年10月28日(月)～11月11日(月)

調査範囲：館内全域指定箇所

調査方法：2種類のトラップ設置によるモニタリング（歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）

考察：1回目の調査結果は、その他昆虫類が全捕獲数の91.0%を占めた。文化財加害種については、コナチャタテ類の捕獲が多かったが、前年度同時期と比較して半数以上の減少となった。2階収蔵庫エリアでの捕獲が集中しているが、個々のポイントにおける捕獲は僅かなものであり、決して「異常な状態」というわけではないため、今後も、収蔵庫内の温湿度管理、整理・整頓、床の四隅や棚奥の清掃などを行い、数値レベルを抑えていく必要がある。

2回目の調査結果は、前年度同時期と比較すると増加していた。通常最も優位を占める他昆虫類などの外部侵入種に対して、本調査の主対象である文化財加害種が半数以上を占める結果となった。最大の優占種はコナチャタテ類で、2階収蔵庫エリアにおいて捕獲が集中した。特に床上に直接保管している資料や物品の整理整頓、床の四隅や棚裏などの清掃が必要かと思われる。外部から侵入している可能性や収蔵物と一緒に持ち込んでいる可能性が予測されたため、扉下に隙間がないかの確認や、持ち込み物は清掃を実施してから受け入れることが必要である。

② 落下真菌（カビ類）検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実施日：1回目 令和6年5月7日(月) 2回目 令和6年10月28日(月)

調査方法：真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、資料館内17の地点において落下を採取し、得られた検体を25℃7日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測を行った。

採取方法：落下法20分曝露

考察：1回目は、事務所内、湯沸室、図書室における数値が特に目立つような結果になった。事務所については、一度点検を行い、微生物による汚染状況の確認などを行ってみる必要もあると思われた。図書室においては、書棚以外のスペースにおいても定期的な確認と清掃の必要性がある。

2回目は、湯沸室において高めの数値が確認されたが、大半のポイントでは真菌類の発育がないか、僅かに見られる程度で、収蔵庫内など“重要管理区域”については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

③ 防虫処理

〔全館燻蒸〕

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種（エコミューアF Tドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和6年5月27日(月)・28日(火)

処理範囲：1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室

2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔防虫剤設置〕

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミューアーFTプレート（ピレスロイド系 防虫蒸散プレート：プロフルトリン）を配置した。

施工日程：令和6年9月17日（火）

処理範囲：1階 土器収蔵庫、殺虫滅菌室

2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔部分燻蒸〕

第1収蔵庫、暗室、殺虫滅菌室、図書室の保存資料及び室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種類（①ブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤 [防虫用]、②ライセント：IPBC炭酸ガス製剤 [防カビ]）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和6年10月21日（月）ブンガノン燻蒸施工

令和6年10月28日（月）ライセント防カビ施工

実施場所：第1収蔵庫、暗室、殺虫滅菌室、図書室

④ 防虫対策ブラシ取替

館内への防虫対策として、外界部からの虫や塵埃を最低限遮断し、侵入を減少するために自動ドアや各扉にはブラシを取付けていた。長期間の使用によるブラシの劣化のため、取替を実施した。

実施日：令和7年3月10日（月）

⑤ 脱酸性化処置

収蔵資料の内、近現代の紙資料の保存期間を延ばし、価値を損なわないように劣化を防ぐため、紙に含まれる酸を中性化する脱酸性化処置を実施。

今年度は、戦前～戦後昭和30年代にかけての資料計14件（253枚）を選定した。

資料内容としては、戦時中の学校関係の文書、当市出身者に関する兵役従軍等を記載した履歴書や支那事変の行賞で交付された国庫債券等、戦時中に使用された浅海面魚雷開発者である愛甲文雄関係資料の中から戦後に発行された戦時中の記録集などである。

資料名：学校文書「先生へよい言葉を遣ひませう」、昭和十七年度国民貯蓄標準割当額、履歴書・封筒、支那事変行賞一時賜金（封筒）、支那事変行賞賜金国庫債券、マラリア罹病証明書、徴兵検査通達書、『北郷久信報効事歴並歴代系譜』、海軍航空史年表（故愛甲文雄氏資料）、戦訓資料 水中兵器の部（故愛甲文雄氏資料）



学校文書「先生へよい言葉を遣ひませう」

3 展示

(1) 薩摩川内市誕生20周年・川内歴史資料館開館40周年記念特別展

「薩摩国分寺跡国指定80年 薩摩国の中心地・せんだい」

展示内容：薩摩国分寺跡国指定80周年と関連させ、古代後期から中世初頭頃の薩摩川内について、古文書、考古資料から紹介し、令和7年度に迎える薩摩国分寺跡史跡公園開園40年につながる展示とした。

展示期間：令和6年11月20日（水）～
令和7年1月26日（日）（55日間）

展示場所：川内歴史資料館 第1展示室

展示構成：序章 薩摩国のおこり
第1章 新田神社
第2章 島津荘とせんだい
第3章 薩摩国分寺
終章 薩摩国分寺跡国指定80周年から史跡公園開園40年へ



展示資料：【古文書等、紙資料】

- 個人蔵、鹿児島県歴史・美術センター黎明館寄託
「国分氏文書」（上・下）「惟宗性国分氏系図」「惟宗性執印国分一族由緒大概案」
- 鹿児島県立図書館蔵
「前編薩藩旧記雑録」（卷之一・卷之二、卷之三・卷之四）、「類聚三代格」、
「薩摩郡地誌備考」「高城郡地誌備考」
- 都城島津邸蔵／宮崎県指定文化財
「藤原家泰売券」、「薩摩国図田丁 全」、「薩摩国 日向国 大隅国 図田町 全」、
「和名類聚抄 三」
- 川内歴史資料館保管資料【市教育委員会蔵を含む】
「川内高校郷土研究クラブ 薩摩国分寺跡調査資料」「同調査日誌」
【古文書複製資料（新田神社文書）】
*原資料：国指定重要文化財／新田神社蔵、川内歴史資料館寄託
*複製：川内歴史資料館蔵
- 永万元年七月日「寺家政所下文案」 ○正応四年三月六日「島津忠宗施行状」
【古文書画像パネル】
- 「国分文書」（東京大学史料編纂所蔵）
【考古資料】
- 鹿児島県立埋蔵文化財センター蔵
「嘉祥三年銘木簡レプリカ」（京田遺跡）*原資料：鹿児島県指定文化財
「刀子」「土師器蓋」「土師器坏」「内黒埴 墨書土器『与』」「土師器坏 墨書土器『吾』」（計志加里遺跡）
「カマド型土器」「風字二面硯」（大島遺跡）
その他、中世前期の貿易陶磁器（上野城跡、山口遺跡、大島遺跡）
- 川内歴史資料館保管資料（市教育委員会蔵を含む）
「軒丸瓦」「軒平瓦」「鬼瓦」（創建期、再建期）「鉄鉢土器」「風鐸の舌」「金銅製品」「鉄釘」（薩摩国分寺跡出土）
「土師器鉢」「土師器坏」（薩摩国府跡出土）
「青磁蓮華唐草文碗」「青磁櫛描き文碗」（大園遺跡／薩摩川内市指定文化財）

観覧者数：778名

関連事業：講演会、ワークショップ 4普及活動（1）に記載

(2) 終戦記念展示コーナー「戦時下の郷土と人々」

展示内容：戦時体制下におかれた人々の暮らしが戦時状況の変化とともに規制が進んでいく様子などを、収蔵資料をもとに取り上げ、身近な郷土に残る資料から戦争の歴史を振り返り平和について考える機会とした。

展示期間：令和6年7月23日(火)～9月29日(日)
(60日間)

展示場所：川内歴史資料館 2階企画コーナー

主な展示資料：職業能力申告手帳、体力手帳、国民労務手帳、陶製手榴弾、陶製錘・竿秤、背囊、飯盒、水筒、軍隊満期記念杯、満期記念徳利、慰問袋、隣組便り、人形、『国体の本義』、防衛食器、『アサヒグラフ』(昭和20年9月25日、10月15日)、『新しい憲法 明るい生活』等

観覧者数：865名

関連事業：川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画シネマ上映会、4 普及活動(12)に記載



(3) トピック展示「薩摩川内の城」

展示内容：清色城跡の国指定20周年を記念し、近年テレビでもとり上げられることの多い「城」について、薩摩川内市内にある約90の城跡から、一次史料が残るものや、縄張りの残存状況の良好な20の城を紹介した。

展示期間：令和6年5月14日(火)～
令和7年3月30日(日) (267日間)

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

紹介した城：碓山城、平佐城、久住城、隈之城、水引城、百次城、永利城、妹背城、峯ヶ城、猫嶽城、安養寺城、樋脇城、清色城、鶴ヶ岡城、藺牟田城、亀城、野首城、向山寿昌寺峯陣、斧渕城、滝間城

観覧者数：4,757名

関連事業：歴史講座(講話、史跡めぐり) 4 普及活動(2)(3)に記載



(4) 薩摩川内市誕生20周年 川内歴史資料館収蔵とゆかりの美術展

薩摩川内市誕生20周年を記念した美術展として、薩摩川内市の企画主旨にあわせ、川内歴史資料館に収蔵している現代美術の絵画作品を中心に、展覧会を開催。また資料館収蔵の作品にゆかりのある生頼範義氏や吉永邦治氏、帖佐美行、庵跡芳昭については作品を個人や関係機関から借用したほか、隣接する川内まごころ文学館所蔵の資料も借用・展示して、広く作品を紹介した。

展示期間：令和7年1月16日(木)～令和7年2月15日(土)
(28日間)

展示場所：川内まごころ文学館 企画展示室

主催：薩摩川内市(市と公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社(以下、「公社」)が契約を締結して、公社管理施設の川内歴史資料館が実施)

観覧者数：464名



(5) 期間限定展示

「八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と制作資料」

展示内容：硯箱に表されているカキツバタの開花時期に合わせて例年実施。作品の題材や装飾技術、制作工程などをより深く鑑賞できるような機会とした。

展示期間：令和6年4月23日（火）～6月2日（日）
（39日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

展示資料：八橋蒔絵螺鈿硯箱、制作資料

観覧者数：733名



(6) 戦没者追悼式記式典への出張展示

市社会福祉課の依頼により、式典会場での出張展示及び学芸員の解説を行った。

日時：令和6年10月9日（水）
14:00～15:30

場所：SSプラザせんだい

解説：可愛小学校6年生、祁答院小学校6年生児童ほか、川内北中学校吹奏楽部、一般参加者を対象。



(7) 常設展示替え

「薩摩国府」「薩摩国分寺」コーナー

実施日：令和7年1月29日（水）

場所：2階第1展示室

内容：開館40周年記念特別展終了に伴い、各コーナーの展示資料替えを実施。

(8) その他

端午の節句に因む「星兜」の展示

端午の節句に併せ、市観光物産課から「星兜」（甲冑工房丸武作）を借用し、展示した。

展示期間：令和6年5月3日（金/祝）～5月6日（月/振休）
（4日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：119名



4 普及活動

(1) 講演会

「九世紀以降の薩摩国・国分寺」

講師：永山 修一 氏（ラ・サール学園非常勤講師）

日時：令和6年11月30日（土）

13:30～15:30

場所：川内まごころ文学館 多目的映像ホール

講演内容：特別展に関連させ、古代から中世前期の薩摩国府や国分寺について、平成13年（2001）に全国初の発見となった京田遺跡出土の棒状木簡の位置づけ等を踏まえた講話。

聴講料：無料

聴講者数：44名



(2) 工作教室

① 紙飛行機を作って！飛ばそう！

日時：令和6年4月29日（月/祝）

9:30～11:30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：昔から作られていた紙飛行機の作り方について学んだあと、実際に作製した。

※当初は国分寺跡史跡公園（北側広場）で飛ばす予定であったが、雨天のため中止。

参加料：無料

参加者数：7名

② ミニ本をつくりましょう

日時：令和6年8月4日（日）

9:30～11:00

13:00～14:30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：本の作りについて学んだあと、実際にミニ本を作製した。

参加料：100円

参加者数：計12名



③ ステンドグラス風アート

日時：令和6年8月14日（水）、15日（木）

9:30～12:30

場所：川内歴史資料館 研修室

内容：プラスチックの絵の具で、アクリルやガラス板上にステンドグラス風の絵を描いた。

参加料：400円

参加者数：計25名（12名、13名）



④ エコバッグデコパージュ

日時：令和6年10月16日（水）

9:30～12:00、13:30～16:00

場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：和紙を貼り付けてエコバッグを装飾した。
参 加 料：800円
参加者数：計8名



⑤ 干支人形作り

日 時：令和6年11月17日（日）
9：30～12：30
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：まゆ玉を使って来年の干支「巳」を作製した。
参 加 料：300円
参加者数：12名



⑥ ペーパークイリングで作るお正月飾り

日 時：令和6年12月14日（土）
9：30～11：30
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：紙でパーツを作り、梅や松のモチーフでお正月飾りを作製した。
参 加 料：300円
参加者数：10名



(3) いきいき生涯学習事業

① 体験教室 般若心経を書きましょう

日 時：令和6年6月6日（木）、13日（木）、
20日（木） 9：30～11：30
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：一般を対象に、般若心経を書いて学んだ。
参加者数：44名（16名、15名、13名）



② 工作教室 スマホショルダー作り

日 時：令和6年9月11日（水）、9月18日（水）
9：30～11：30
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：パラシュート等に用いる丈夫なひもを使い、平編みでスマホショルダーを作製した。
参 加 料：1,000円
参加者数：8名



③ 体験教室 寄せ縫いでポーチづくり

日 時：令和6年11月6日（水）、13日（水）、
20日（水）、27日（水）
9：30～11：30
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：和布を使った体験を通して、その良さを身近に感じてもらう。
参加者数：計46名（各回13名、10名、13名、10名）



(4) おりがみ広場

① 春のおりがみ広場

日 時：令和6年4月27日（土）～5月6日（月/祝）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー

内 容：ゴールデンウィーク無料開館に併せ、子供の日
にちなんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：105名



② 秋のおりがみ広場

日 時：令和6年11月1日（金）～7日（木）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー

内 容：教育・文化週間の無料開館に併せ、もみじ、イチョ
ウなど秋にちなんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：32名



(5) お正月イベント

① お正月遊びを楽しもう！

日 時：令和7年1月4日（土）～13日（月/祝）
9：00～16：00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正
月遊びを自由に体験してもらった。

参加者数：161名



② ぶんぶんゴマをつくらう！

日 時：令和7年1月4日（土）～13日（月/祝）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー

内 容：ぶんぶんゴマを作製し、楽しんでもらった。

参加者数：91名



(6) チャレンジクイズ

対 象：高校生以下とその保護者

内 容：展示を見ながらクイズを解くことにより、展示資料や内容への理解を深めてもらう。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間：令和6年7月20日（土）～9月1日（日）38日間

参加者数：141名

*台風10号接近に伴う臨時休館（8/29～8/30午前）による中止あり

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間：令和6年12月7日（土）～令和7年1月13日（月/祝）29日間

参加者数：81名

(7) 史跡めぐり * (8) の歴史講座として実施

「祁答院町史跡めぐり」

日 時：令和6年12月15日（日）

9：30～16：30

場 所：黒木郷領主館跡、豊州島津家石塔群、大応寺跡、
滝間城跡、良重寺跡、藺牟田郷領主館跡、譜賢院
跡、医王寺跡

講 師：松元 由香（当館学芸員）

内 容：バスを利用した市内祁答院町の史跡めぐりを実施した。

参加者：19名



(8) 歴史講座

日 程：令和6年6月～令和6年12月

13：30～15：00（史跡めぐりを除く） 全5回

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。

受講料：各回200円

定 員：各回50名

日程	タイトル	講師	参加者数
6/9 (日)	八世紀までの仏教政策と国分寺	原口 耕一郎 氏 (名古屋市立大学大学院 人間文化研究科研究員)	47名
7/14 (日)	南北朝期の碓山城について	下鶴 弘 氏 (始良市歴史民俗資料館 館長)	49名
9/8 (日)	古文書から探る中世の城	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	50名
11/10 (日)	島津荘と南九州	金井 静香 氏 (鹿児島大学法文学部教授)	50名
12/15 (日)	祁答院町史跡めぐり	松元 由香 (川内歴史資料館学芸員)	19名

参加者数：延べ 215名

(9) 出前講座

日程	依頼者	タイトル	講師	参加者数
5/2 (木)	永利小学校	(校内校外学習) 永利校区の歴史	学芸員	88名
5/9 (木)	樋脇郷土史研究会	豊臣秀吉の九州平定と薩摩川内	館長	19名
6/2 (日)	ドコデモ動く__語り場	川内川の歴史	学芸員	32名

6/22 (土)	薩摩川内市中央公民館 (社会教育課)	(ふるさと再発見) ふるさとウォッチングの仕方	館長	22名
8/18 (日)	一般財団法人鹿児島 遺族連合会	薩摩川内市を中心とした戦時下の暮 らし	学芸員	120名
8/23 (金)	川薩地区小学校 社会科研修	秀吉と北薩	館長	7名
9/2 (月)	薩摩川内市 (川内看護専門学校)	薩摩国分寺と新田神社の歴史	学芸員	28名
9/16 (月/祝)	永利地区コミュニティ 協議会	(講話と史跡めぐり) 永利校区の歴史	学芸員	97名
11/19 (火)	東郷学園コミュニティ スクール	折り紙教室	運営係	63名
11/21 (木)	樋脇公民館	(樋脇公民館講座) 秀吉の太閤検地以降に清色に赴任した 3人の地頭 新納・川上・平田について	館長	12名

参加者数：延べ 488名

(10) 課題応援

① 夏の書道教室

日 時：令和6年7月26日(金)・27日(土)

9:30~11:30

13:30~15:30

対 象：小・中学生

場 所：川内歴史資料館 1階研修室

内 容：学校から出される書道の課題を作品
として仕上げた。



参加者数：計54名(1回目31名・2回目23名)

② 調べてみよう！薩摩国分寺

日 時：8月3日(土)

9:30~12:30

場 所：川内歴史資料館 研修室・第1展示室
薩摩国分寺跡史跡公園

内 容：「薩摩国分寺」を題材に、小学校社会科自
由研究に関して、自分で考え、学ぶ場を提
供した。

参加者数：計3名



③ 勾玉を調べて！作ろう！

日 時：8月6日（火）・7日（水）

9：30～12：00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：「勾玉」について調べ学習し、実際につくってみる。

参加料：250円

参加者数：計32名（1回目22名・2回目10名）



④ 冬の書道教室

日 時：12月26日（木）・27日（金）

9：30～11：30

13：30～15：30

対 象：小・中学生

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：夏に引き続き、冬の企画として初めて開催。学校から出される書道の課題を作品として仕上げた。

参加者数：計22名（1回目13名・2回目9名）



(11) ワークショップ「拓本をとってみよう！」

日 時：令和6年12月8日（日）

13：30～15：30

場 所：川内歴史資料館 研修室

聴 講 料：無料

講演内容：特別展に関連したワークショップ。拓本の説明をした後、軒丸瓦や軒平瓦を使って、拓本をとった。

聴講者数：3名



(12) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学生・高校生の職場体験学習、薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修を受け入れた。

名称	期間	対象	参加者数
職場体験学習	6月25日（火）～27日（木）	東郷学園義務教育学校 8年生	2名
	10月2日（水）～4日（金）	川内中央中学校 2年生	3名
教職員研修 （地域体験研修） フレッシュ研修 （2年目）	8月5日（月）～7日（水） ※3日間	川内南中学校教諭 隈之城小学校教諭	2名
	8月27日（火）～8月30日（金） ※3日間（ただし、台風10号接近に伴う臨時休館あり）	水引小学校教諭	1名
教職員研修 （パワーアップ研修／10年目研修）	8月5日（月）	平佐西小学校教諭	1名
インターンシップ	8月16日（金）～18日（日） ※3日間	鹿児島純心大学2年生、 3年生	4名

インターンシップ	3月5日(水)～7日(金) ※3日間	れいめい高校2年生	2名
----------	-----------------------	-----------	----

(13) 川内歴史資料館・川内まごころ文学館両館合同企画事業

名称：川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画シネマ上映会

日時：令和6年9月21日(土) 10時～11時30分

場所：川内まごころ文学館 多目的映像ホール

内容：川内歴史資料館終戦記念展示コーナーの開催期間に併せて、まごころ文学館との合同企画として、児童文学作家・高木敏子の同名原作小説の「ガラスのうさぎ」〔平成17(2005)年〕を上映した。また、関連展示コーナーを設置し、シネマと併せて理解を深められるよう取り組んだ。

来場者数：58名



(14) ミュージアム・ミニコンサート

日時：令和7年1月12日(日)

場所：2階渡り廊下

出演者：川内北中学校吹奏楽部(31名)

内容：資料館内の吹き抜けの音響効果を生かし、音楽を楽しんでいただくミニコンサートを開催した。

来場者数：80名



(15) 広報活動

- ① 新聞社、広報薩摩川内、FMさつませんたい等を利用
- ② 川内歴史資料館ウェブサイト(HP、X)
- ③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌ACSタイム・ACS情報
- ④ わくわく薩摩川内土曜塾のチラシ掲載

(16) 刊行物・作成

『薩摩川内市川内歴史資料館 年報』(令和5年度) ※資料館HP掲載(PDF)

(17) その他

① 無料開館

名称	期間	入館者数
ゴールドenウィーク 無料開館	令和6年4月27日(土)～5月6日(月/振休)	354名
県民の日	令和6年7月14日(日)	39名
敬老の日	令和6年9月14日(土)～23日(月/振休)	34名
教育・文化週間	令和6年11月1日(金)～7日(木)	140名
お正月	令和7年1月4日(土)～1月13日(月/祝)	356名
資料館開館記念日	令和7年2月11日(火/祝)	77名

② 特別開館

項 目	月 日	入館者数
ゴールデンウィーク期間	令和6年4月30日(火)	11名
夏休み期間	令和6年8月13日(火)	33名
冬休み期間	令和7年1月6日(月)	56名

③ 臨時休館

項 目	月 日
館内燻蒸	令和6年5月28日(火)
台風10号接近に伴う臨時休館	令和6年8月29日(木)～30日(金)午前
開館40周年記念特別展設営、撤収	令和6年11月19日(火) 令和7年1月28日(火)

II 管理・運営

1 管理・運営

平成16年4月1日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

平成26年度より、当公社学芸施設課が管理している歴史資料館を含む薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、3施設の管理にあたっている。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の施設管理を含め、予算の伴うものは市長部局へ移った。経済シティーセールス部の経済政策課が所管、博物館資料の受け入れ等に関しては、文化スポーツ課の所管となった。

また、薩摩国分寺跡史跡公園及び横岡古墳公園の両史跡公園については、教育委員会の社会教育課（文化財グループ）所管となった（指定管理者制度については、P21～24の薩摩川内市川内歴史資料館条例第4～10条参照）。

本年度より予算については、資料館と隣接する文学館を併せた予算（ただし、管理・運営にあたっては各館の管理費で執行）及び薩摩国分寺跡史跡公園等（横岡古墳公園を含む）の予算で執行することとなった。

以上の体制変更の中、本年度は以下の修繕・工事等を行った。

① 資料館敷地内

（業者対応分）

- ・自動扉開閉装置センサー修繕
- ・エレベーター部品交換修繕
- ・吸収式冷温水発生機修繕（展示室系統空調）
- ・公用車 エンジンオイル取替修繕（年2回）
- ・消防設備修繕

（まちづくり公社設備係対応分）※軽微なもの（部品等を購入して、修繕）

- ・収蔵庫系統加湿用蒸気シリンダー交換
- ・通用口階段下側溝修繕
- ・男子トイレ修繕
- ・屋外エントランス修繕

（市の予算で実施分）

- ・吸収式冷温水発生機 臭化リチウム溶液投入、バーナー部品交換

② 薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園

（業者対応分）

- ・国分寺 転落防止柵修繕工事
- ・横岡古墳 看板修繕

（まちづくり公社設備係対応分）※軽微なもの（部品等を購入して、修繕）

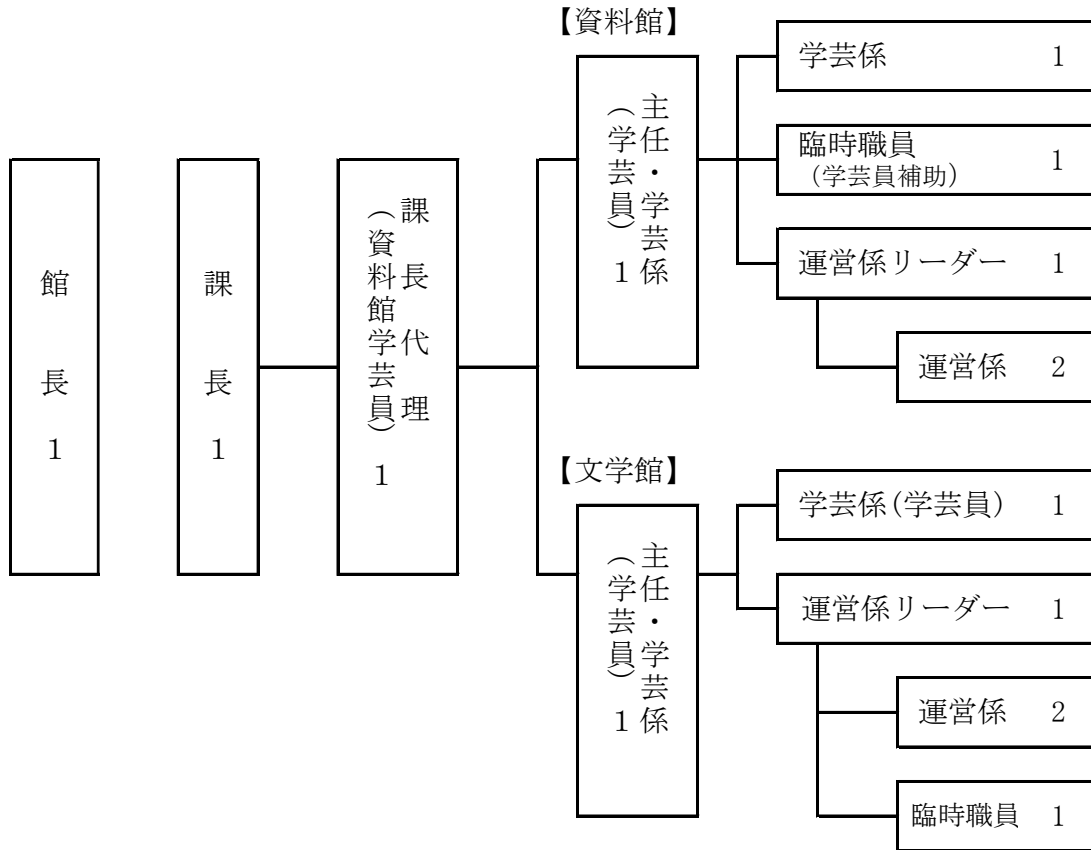
- ・国分寺 浄化槽用コンセント交換
- ・国分寺 外灯用モーガルソケット交換
- ・国分寺 北側歩道横側溝修繕
- ・横岡古墳 トイレ ホタルスイッチ交換
- ・横岡古墳 地下式板石積石室墓の柵 ロープ交換

（市の予算で実施分）

- ・国分寺 北門築地屏 破損部分撤去

2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



薩摩川内市（所管課）	指定管理者
経済政策課 ・ 予算措置 ・ 施設の大規模修繕 ・ 施設に関する助言・指導 文化スポーツ課 ・ 資料受入れの可否 ・ 資料館運営協議会及び文学館運営協議会に関する事務	資料館・文学館 ・ 施設の管理全般（小規模修繕含む） ・ 事業（運営）計画の作成、実施 ・ 資料の収集、保管、調査・研究、展示に関すること ・ 入館料管理、市への納入処理 ・ 博物館実習等の受入れ ・ 広報及び教育普及、展示解説、問い合わせ対応等 ・ 市への報告（月次、年度） ・ 予算案の作成
社会教育課 ・ 史跡公園の大規模修繕	薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園 ・ 史跡公園の管理全般（小規模修繕含む） ※資料館に含む

3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成16年10月12日薩摩川内市条例97号）第19条「市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は10人以内で任期は2年。（会則についてはP30参照）

[歴史資料館運営協議会委員名簿]

（任期 令和6年10月1日～令和8年9月30日）

選出区分	氏名	備考
市内の小・中学校の代表者	柳田 健一	水引小学校長
専門的知識及び技能を有する者	前田 孝二	市文化財保護審議会議長
	押川 丞輔	樋脇郷土史同好会理事
	荒田 邦子	学校法人川島学園れいめい高等学校教諭
	石神 陽子	薩摩川内市文化協会入来支部長
	松田 利文	薩摩川内市公認観光ガイド
	小平田 史穂	尚古集成館学芸員
学識経験者	小島 摩文	鹿児島純心大学教授

第1回協議会

日時 令和6年11月25日（月） 13:15～

場所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 会長及び副会長の専任について
- ② 令和5年度川内歴史資料館事業実績について
- ③ 令和6年度川内歴史資料館事業実施状況について
- ④ その他

第2回協議会

日時 令和7年2月27日（木） 13:15～

場所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和6年度川内歴史資料館事業実績について
- ② 令和7年度川内歴史資料館事業計画（案）について
- ③ その他

4 利用状況

(1) 入館状況表/月別 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	資料館のみ						文学館共通						資料館のみ バスポート 使用者	共通 バスポート 使用者	入館料免除				入館料無料				合計			開館 日数	平均 (人)	資料館 のみの 入館料	前入 生館 対比							
	個人			団体			個人			団体					一般		小中高		合計		未就 学児		合計													
	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート			一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高					バスポート						
4	39	2	0	41	0	0	26	2	3	0	31	0	0	0	1	0	1	7	0	7	0	5	107	22	14	143	182	32	14	228	26	8.8	¥13,100	62.8%		
5	47	0	3	50	0	0	30	44	0	0	74	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	10	187	215	255	17	487	350	445	17	812	26	31.2	¥29,900	100.5%	
6	48	1	0	49	0	0	34	16	0	0	50	22	0	22	0	0	0	7	0	7	0	24	18	42	227	1	234	379	19	6	404	26	15.5	¥23,900	72.1%	
7	66	0	24	90	1	19	21	5	5	0	31	0	0	0	1	0	1	3	0	3	0	42	37	79	149	61	219	288	146	9	443	26	17.0	¥22,790	51.4%	
8	128	0	61	189	0	0	53	4	8	0	65	0	0	0	2	0	2	7	0	7	0	4	78	82	233	47	302	431	194	22	647	27	24.0	¥42,220	91.8%	
9	57	1	0	58	32	0	21	4	0	0	25	0	0	0	1	0	1	5	0	5	0	3	28	31	236	70	312	360	98	6	464	25	18.6	¥21,680	94.7%	
10	60	0	1	61	0	0	22	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	18	8	26	276	181	2	459	382	190	2	574	27	21.3	¥16,320	58.0%
11	24	0	0	24	20	0	15	2	0	0	17	45	0	45	1	0	1	4	0	4	0	17	238	255	383	60	459	511	298	16	825	25	33.0	¥16,950	96.8%	
12	54	1	0	55	0	0	12	2	3	0	17	0	0	0	1	0	1	4	0	4	0	11	11	79	24	9	112	153	38	9	200	24	8.3	¥14,060	71.4%	
1	51	0	0	51	2	30	15	5	0	0	20	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3	40	43	465	140	36	641	543	210	36	789	24	32.9	¥17,070	177.3%
2	52	0	0	52	0	0	47	2	0	0	49	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	11	184	195	275	23	309	388	207	11	606	24	25.3	¥18,620	102.4%	
3	64	0	2	66	3	0	44	2	2	0	48	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	9	96	105	157	3	166	281	103	6	390	26	15.0	¥21,380	65.2%	
計	690	3	93	786	58	49	340	90	21	0	451	67	0	67	7	0	7	50	0	50	0	141	930	1,071	2,802	887	1543	843	4,248	1,980	154	6,382	306	20.9	¥257,990	84.6%

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 257,990円
 ② 図書等販売収入 110,450円

(2) 歳出

歴史資料館管理費

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
人件費	26,212,000	24,860,634	1,351,366
報償費	23,000	18,546	4,454
諸謝金	45,000	44,750	250
著作権料	0	0	0
旅費交通費	70,000	64,270	5,730
消耗品費	1,738,000	1,787,742	258
消耗什器備品費	0	0	0
燃料費	50,000	33,400	16,600
会議費	0	0	0
印刷製本費	715,000	714,120	880
光熱水料費	5,778,000	5,771,763	66,237
通信運搬費	210,000	182,748	27,252
委託費	8,136,000	8,064,697	71,303
修繕委託費	500,000	494,263	5,737
賃借料	1,347,000	1,344,988	2,012
保険料	182,000	174,116	7,884
租税公課	5,000	4,800	200
負担金支出	39,000	39,000	0
広報費	0	0	0
雑費	18,000	15,900	2,100
計	45,118,000	43,555,737	1,562,263

6 条例・規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 97 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。
- (3) 資料に関する調査研究を行うこと。

(指定管理者による管理)

第 4 条 歴史資料館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 歴史資料館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等に関する業務
- (3) 歴史資料館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)の收受に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が入館者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
- (2) 入館料等の収入実績
- (3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。
(開館時間等)

第11条 歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。
(休館日)

第12条 歴史資料館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
(入館許可)

第13条 歴史資料館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定による許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第 17 条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 18 条 指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 19 条 市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 20 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条に定める許可を受けずに歴史資料館に入館した者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年川内市条例第 22 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の薩摩川内市川内歴史資料館条例第19条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会の委員の職にある者は、当該任期中に限り、第1条の規定による改正後の薩摩川内市川内歴史資料館条例第19条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会及び第2条の規定による改正後の薩摩川内市郷土館条例第17条の規定による薩摩川内市郷土館運営協議会の委員とみなす。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第52号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和5年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月24日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

区 分	入館料		
	個人	団体(20人以上)	年間入館料
大 人	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円	1人年間につき 400円
小・中・高校生(義務教育 学校に就学しているもの を含む。以下同じ)	1人1回につき 100円	1人1回につき 80円	1人年間につき 200円

備考

- 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては160円、個人の小・中・高校生にあつては80円、団体の大人にあつては130円、団体の小・中・高校生にあつては60円、年間入館券の大人にあつては350円、年間入館券の小・中・高校生にあつては150円とする。
- 2 未就学児は、無料とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 歴史資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、歴史資料館指定管理者指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 歴史資料館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 資料調査等のための歴史資料館1階への入館
- (2) 市長が認定した公共的団体が行う会合等
- (3) 市長が認定した自主グループ活動
- (4) 市内の公共的団体等によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者)にあっては、付添人1人を含む。)がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日において、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童若しくは中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
- (4) 前3号に掲げるほか、市長が適当と認める場合

2 前項第 1 号及び第 3 号の場合並びに同項第 4 号に該当する場合のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に歴史資料館入館料免除申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書(様式第 4 号)により通知する。

(入館者の遵守事項)

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。

(損傷等の届出)

第 8 条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届(様式第 5 号)によりその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 条例第 17 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料の寄贈又は寄託)

第 10 条 市長は、市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料等」という。)で、歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。

3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 6 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 7 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 11 条 寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 12 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 13 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 14 条 歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書(様式第 8 号)により指定管理者の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 15 条 歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 16 条 歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則(平成 16 年薩摩川内市教育委員会規則第 33 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第34号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された運営協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

その他

(1) 令和6年度の歩み

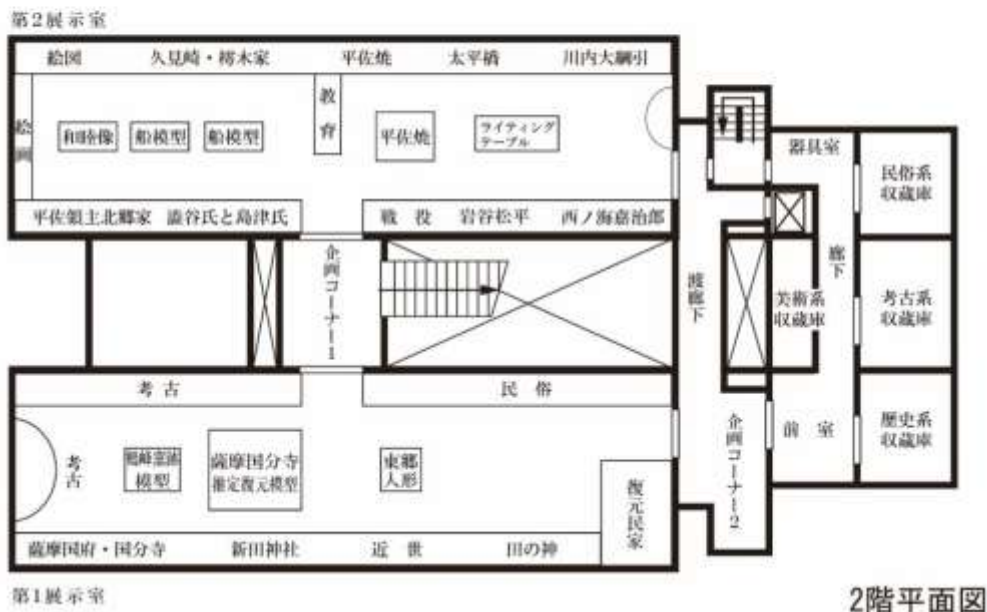
月日	事業内容	月日	事業内容
令和6年		9月2日	出前講座 川内看護専門学校
4月2日	武術太極拳（年間随時国分寺跡史跡公園北側広場使用）	9月8日	歴史講座「古文書から探る中世の城」
4月4日	健康太極拳（年間随時国分寺跡史跡公園北側広場使用）	9月11日	いきいき生涯学習事業「スマホショルダー作り」（9月18日／全2回）
4月7日	川内美術協会（年間随時研修室使用）	9月14日	敬老の日 無料開館（～23日まで） 秋のおりがみ広場（～27日まで）
4月20日	薩摩川内郷土史研究会（年間随時研修室使用）	9月16日	出前講座 永利地区コミュニティ協議会
4月23日	期間限定提示「八橋蒔絵螺鈿硯箱と制作資料」（～6月2日）	9月21日	川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画シネマ上映会
4月27日	ゴールデンウィーク無料開館、春のおりがみ広場（～5月6日）	10月2日	職場体験学習（川内中央中学校 ～10月4日）
4月29日	工作教室「紙飛行機を作って！飛ばそう！」	10月9日	出張展示「戦没者追悼式展示コーナー」
4月30日	特別開館	10月16日	工作教室「エコバッグデコパージュ」
5月2日	出前講座 永利小学校6年生	10月21日	部分燻蒸（第1収蔵庫、暗室、殺虫滅菌室、図書室）
5月3日	端午の節句に因む「星兜」の展示（～5月6日）	10月28日	部分燻蒸（第1収蔵庫、暗室、殺虫滅菌室、図書室）
5月7日	昆虫相調査（～5月27日） 落下真菌（カビ類）検査	11月1日	昆虫相調査（～11月11日）・落下真菌検査 教育・文化週間無料開館（～7日） 秋のおりがみ広場（～7日）
5月9日	出前講座 樋脇郷土史研究会	11月3日	天辰寺前古墳コーナー実物資料特別公開（市社会教育課主催）
5月28日	臨時休館 ※館内燻蒸の為	11月6日	いきいき生涯学習事業「寄せ縫いでポーチを作りましょう」（11月13日、20日、27日／全3回）
5月14日	トピック展示「薩摩川内の城」（～3月30日）	11月9日	出前講座 東郷学園コミュニティスクール
6月2日	出前講座「ドコデモ_動く語り場」	11月10日	歴史講座「島津荘と南九州」
6月6日	いきいき生涯学習事業「般若心経を書きましょう」（6月13日、6月20日／全3回）	11月17日	工作教室「干支人形作り」
6月9日	歴史講座「八世紀までの仏教政策と国分寺」	11月19日	臨時休館 ※特別展設営
6月22日	出前講座 薩摩川内市中央公民館「ふるさと再発見」	11月20日	薩摩川内市誕生20周年・開館40周年記念特別展「薩摩国分寺跡国指定80年 薩摩国の中心地・せんだい」（～令和7年1月26日）
6月25日	職場体験学習（東郷学園義務教育学校 ～6月27日）	11月21日	出前講座 樋脇公民館（樋脇公民館講座）
7月2日	「つんPay SDGsポイント」開始（～10月31日）	11月30日	講演会「九世紀以降の薩摩国・国分寺」
7月14日	県民の日無料開館 歴史講座「南北朝期の碓山城について」	12月7日	冬のチャレンジクイズ（～令和7年1月13日）
7月22日	夏休みチャレンジクイズ（～8月31日）	12月8日	ワークショップ「拓本をとってみよう！」
7月23日	終戦記念展示コーナー「戦時下の郷土と人々」（～9月29日）	12月14日	工作教室「ペーパーキリングで作るお正月飾り」
7月26日	課題応援「夏の書道教室」（～7月27日／全4回）	12月15日	歴史講座「祁答院町史跡めぐり」
8月3日	課題応援「調べてみよう！薩摩国分寺」	12月26日	課題応援「冬の書道教室」（～12月27日／全4回）
8月4日	工作教室「ミニ本を作りましょう」	12月19日	年末年始休館（～1月3日）
8月5日	地域体験研修（教職員2年目研修 ～8月7日） パワーアップ研修（教職員10年目研修）	令和7年	
8月6日	課題応援「勾玉を調べて！作ろう！」（～8月7日／全2回）	1月4日	お正月あそび、工作広場「ぶんぶんゴマを作ろう！」（～1月13日）
8月13日	特別開館	1月6日	特別開館
8月14日	工作教室「スタンドグラス風アート」（～8月15日／全2回）	1月12日	ミュージアム・ミニコンサート
8月16日	インターンシップ（鹿児島純心大学 ～8月18日）	1月16日	薩摩川内市誕生20周年 川内歴史資料館収蔵とゆかりの美術展（～2月15日）
8月22日	出前講座 一般財団法人鹿児島遺族連合会	1月28日	臨時休館 ※特別展撤収
8月23日	出前講座 川薩地区小学校社会科研修	2月11日	開館記念日無料開館
8月27日	地域体験研修（教職員2年目研修 ～8月30日）		
8月29日	臨時休館 ※台風接近（～8月30日午前）		

(2) 職員名簿

[指定管理者] 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏名	
館長	霧島 一浩	
学芸施設課長	岩元 信一	
課長代理	吉本 明弘	
主任・学芸係	出来 久美子	
学芸係	松元 由香	
運営係リーダー	西ノ原 紀	
運営係	新満 裕子	小田 健治

(3) 館平面図



(4) 利用案内

休館日 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日）市長が定める臨時の休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）

入館料

※（ ）内は20名以上の団体料金

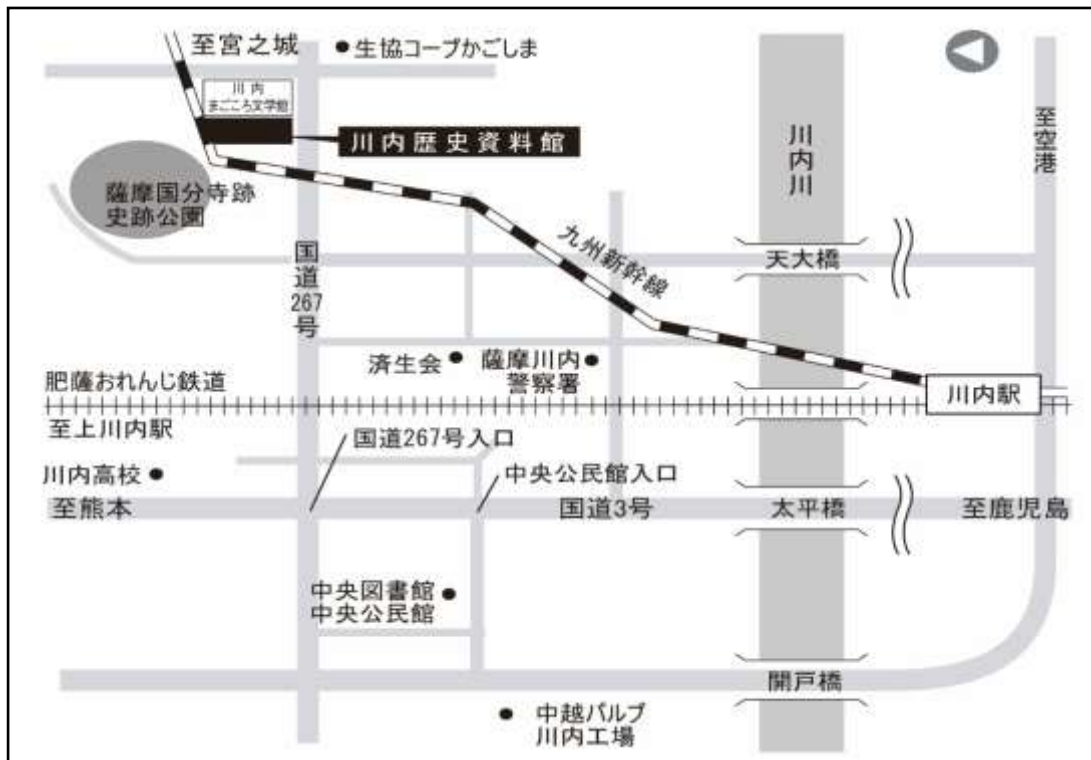
区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	200円（160円）	100円（80円）
川内まごころ文学館と共通	400円（320円）	200円（160円）

年間パスポート

区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	400円	200円
川内まごころ文学館と共通	900円	400円

交通案内

- JR博多駅より九州新幹線でJR川内駅下車（最短 約1時間15分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間10分）
- JR川内駅より車で7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



薩摩川内市川内歴史資料館年報 令和6年度

発行日 令和8年3月
編集・掲載 薩摩川内市川内歴史資料館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2番6号
TEL 0996-20-2344
FAX 0996-20-2848
<http://rekishi.satsumasendai.jp>
E-mail:rekishi@po4.synapse.ne.jp